

原料費調整制度に基づく令和 5 年 12 月分のガス料金について

令和 5 年 10 月 31 日
小千谷市ガス水道局

当市が供給している都市ガスの料金について、「原料費調整制度」に基づく令和 5 年 12 月検針分に適用する調整単位料金は、基準単位料金に対して +35.02 円（税込）でした。

ただし、令和 5 年 12 月検針分は政府の支援により 15.00 円（税込）を値引きしていますので、基準単位料金に対して +20.02 円（税込）の調整となり、令和 5 年 11 月分料金と比較すると 0.18 円（税込）上がります。

令和 5 年 12 月検針分に適用するガス料金につきましては、11 月分の検針のお知らせに表示してあらかじめご案内するほか、ガス水道局窓口ならびに市ホームページでもお知らせします。

【ご参考】モデル世帯における1か月分のガス料金（税込）

1 か月のご使用量	令和5年12月分	令和5年11月分	増減額
46m ³	6,791 円	6,783 円	8 円

令和 5 年 12 月分ガス料金

●一般契約料金表

区分	使用量	基本料金 (税込)	調整単位料金 (税込)			
			基準単位料金	原料費調整額	政府支援値引き	
料金表 A	0m ³ ~23m ³	629.20 円	116.21 円	+35.02 円	-15.00 円	計 136.23 円
料金表 B	24m ³ ~323m ³	733.70 円	111.67 円			計 131.69 円
料金表 C	324m ³ ~	2,044.90 円	107.61 円			計 127.63 円

※基本料金は原料費調整の対象外のため、毎月変わりません。

●料金の算定方法（一般契約）

※基本料金と従量料金を合算後、1円未満を切り捨てます。

ガス料金 (税込)	=	基本料金 (税込)	+	調整単位料金 (税込)			×	使用量 (m ³)
				基準単位料金 (税込)	±	原料費調整額 (税込)		

原料費調整額の算定について

基準平均原料価格 (毎月固定)	47,980 円/t	平成29年 6月 ~ 平成29年8月の平均原料価格 (貿易統計値) 47,980 円 (10円未満四捨五入)
平均原料価格 (令和 5 年 12 月分)	88,310 円/t	令和5年 7月 ~ 令和5年 9 月の平均原料価格 (貿易統計値) 88,310 円 (10円未満四捨五入)
調整単価 (毎月固定)	0.079 円/m ³	原料価格がトン当たり100円変動した場合の ガス料金価格変動額

■原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \nabla \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 88,310 \text{ 円/t} - 47,980 \text{ 円/t} = 40,330 \text{ 円/t} \\ &= 40,300 \text{ 円/t} \quad (\text{100円未満切捨て}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \nabla \text{原料費調整額} &= \text{調整単価} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \\ &= 0.079 \text{ 円} \times 40,300 \text{ 円/t} \div 100 \text{ 円} \times (1 + 0.10) \\ &= 35.02 \text{ 円} \end{aligned}$$

(小数点第3位以下切捨て、計算結果が負の場合は小数点第3位以下切上げ)

∴上記の計算の結果及び政府による値引き支援により、令和 5 年 12 月分のガス料金では、基準単位料金に対して、1m³当たり +20.02 円(税込)調整いたします。

※一般契約以外の料金につきましても、一般契約の料金と同様に
基準単位料金に対して 1m³当たり +20.02 円(税込)調整いたします。